

政府備蓄米交付制度 説明会

2024年10月 認定NPO法人フローレンス/一般社団法人こども宅食応援団 共催

農林水産省 農産局穀物課 ご協力

登壇者・講師ご紹介

登壇：フローレンスグループ

Florence

こども宅食応援団

講師：農林水産省
農産局穀物課 米麦流通加工対策室様

2024年 9月、政府備蓄米のこども宅食等への 交付制度が大幅アップデート!!

1. 親子で一緒に食べられるようになる!
2. 申請の受付が通年化!
3. 1団体あたりの申請可能回数が年4回から5回に!
4. 申請窓口となる地域拠点が全国に開設!

詳しくは駒崎のブログでも解説

: <https://www.komazaki.net/activity/2024/09/post14675/>

とっても
使い易く
なりました!!

目次

1. はじめに

2. どんな制度？

2.1. 概要

2.2. 交付の目的

2.3. 交付対象者の要件

2.4. 交付されるお米

2.5. 申請可能量

2.6. 配り方

3. どう手続きする？

3.1. 全体像

3.2. 配送受け取りまで

3.3. 配送受け取りの後

4. 事前質問への回答

5. 優良事例のご紹介

6. 事後アンケートとお知らせ

はじめに：こども宅食とは

困窮や障がいなど、様々な形で困りごとを抱えている子育て家庭に、個別訪問など周囲には知られにくい形で定期的に食品や生活用品を届ける支援活動のこと。



届けることで、つながる

定期的な対面訪問・対話を通じて
つながりを作り、
子育て家庭に伴走しながら、
必要に応じ様々な地域資源や
専門的な支援に**つないで**いきます

こども宅食におけるお米の重要さ

お米しっかり
食べられてる？

お子さんもお飯
炊けるかな？

(炊飯器壊れた～！と言われて)
お鍋で炊いて
しのげそう？

- 経済的な課題を持つご家庭に
しっかり主食で食支援を行う
- 子育て家庭への訪問や、対話において
「炊飯できているかどうか」をみると
ご家庭の食生活水準が如実に現れるため
ご家庭の変化の「気付き」のキッカケと
なることも多い

注) 無理に聞くのではない、会話の中で自然に聞いている

A top-down view of a white ceramic bowl filled with fluffy white rice. A single, thick slice of a red tomato is placed in the center of the rice. The text '2. どんな制度?' is overlaid in the middle of the bowl.

2. どんな制度？

1. 概要～政府備蓄米の交付とは～

農林水産省が

ごはん食を通じた**食育の推進**のために、**政府備蓄米**を
学校給食用などに加えてこども食堂や**こども宅食団体**にも
精米か玄米かで**無償交付する**制度です（配送されます）。

交付を受けた者は、

その備蓄米を利用して子どもに**食育の取組み**を行い
交付全量の食育活動と米の使用報告が必須です。

2. 交付の目的

制度の目的は、ごはん食を通じた**食育の推進**

根拠法令には下記の記述あり。

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行令（平成7年政令第98号）

（主要食糧の交付）

第15条 法第49条第1項の主要食糧の交付は、地方公共団体その他農林水産大臣が適当と認める者が主要食糧を試験研究又は教育の用に供しようとする場合に行うことができる。

子どもへの**教育**としての**食育**、その一環としての**ごはん食**

法律上
困窮者支援は
目的ではない

3. 交付対象者の要件～こども宅食団体の場合～

こども宅食の活動は、

以下の2要件を満たせば「食材提供団体における食育用」として申請が可能：

行政機関と連携※して子育て家庭への支援活動を行っている団体で、
子育て家庭に**直接、お弁当や食材の提供**をしている団体

※事業の委託のみならず「市の福祉部署との連携」および「社会福祉協議会など行政の連携機関との連携」を含む

団体名が
「Aフードバンク」や
「xx子ども食堂」「△△学
習塾」でもこども宅食枠で
申請できます！

1団体でこども食堂活動と
こども宅食活動の
両方に申請するのもOK！
(流用はできません)

別途、こども食堂の活動は「食事提供団体における食育用」で申請可能

(参考) 都道府県・市区町村との「連携」とは

連携の具体的活動としては、例えば

- 団体が、関係機関からの紹介や依頼された対象家庭にこども宅食を実施する
- 関係機関が、対象家庭に、こども宅食の申込み案内や周知協力をする
- 団体が、こども宅食の対象家庭に関係機関の支援サービスの情報提供を行う
- 対象家庭から生活や子育てに関する悩み事やニーズを聞き取り、関係機関に情報提供したり、対象家庭の状況について関係機関と情報交換を実施する

連携する機関は、行政の福祉担当部署に限らず以下も可

- 社会福祉協議会
- 自立相談事業の実施機関
- 児童養護施設
- 母子生活支援施設

4. 交付されるお米

国の委託事業者の倉庫で適切に低温保存された

直近年産の精米（無洗米）を

申請書類の審査完了後の約1ヶ月後に

送料負担なく受取れます

※希望すれば玄米で交付を受けることも可能です

※毎秋の新米への切り替え時期は確約できません

※配送は30kg/箱の単位で行います

精米は10kg詰めポリ袋×3袋

玄米は30kg詰め紙袋



5. 申請可能量 年度内の申請回数

1 団体あたり、4月-翌3月までに、最大5回申請可能

こども宅食団体の1回の申請上限450kg x 年5回 = 2.25トン/年

こども宅食団体は、1団体で複数の地域で活動し、地域別に体制を整備している場合には、
団体=1申請ではなく、活動上体制がある「地域単位」で申請することも可能（詳細は要領参照）

もし、こども食堂も運営されている場合には、上記とは別に、下記の申請も可能です。

こども食堂活動向けに申請する場合：1回の申請上限120kg x 年5回 = 0.6トン

5. 申請可能量～こども宅食団体の場合～

18歳未満の子どもと、その同居者 何人に

何kgずつ・何回配布するかの取組み計画に基づき

1回の申請で**最大450kg**の申請が可能

例：子ども40人とその同居者25人に2kgずつ配布する宅食を2回行う

65人 x 2kg/人 x 2回 = 260kg 30kg単位の申請のため、近似値 240kgに切捨て申請

原則「世帯当たり」ではなく「子どもとその同居者人数」に基づいて申請～報告を行います。運営上どうしても困難な場合には**事前に地方農政局等（地域拠点）/農水省へ相談を!!**

6. 配り方～こども宅食団体の場合～



申請書の配布計画に則って子育て家庭に**直接配布**

- **1回の配布量に小分け** ※大袋でのバラ撒きは厳禁
前ページ例ならば「2kg/子ども」に小分けし配布
- **他の食材も一緒に配布** ※備蓄米単品での配布はNG
- **ごはん食の食育の取組みを行う** ※農水省HPでも利用可能な資料の公開あり

農林水産省

[English](#) [キッズサイト](#) [サイトマップ](#) [文字サ](#)

【食育用のチラシやパンフレットの例】

- ・ [お米・ごはんBOOK \(企画・制作：米穀機構\)](#) 
- ・ [考えるやってみるみんなで広げるちようどよいバランスの食生活](#)
- ・ [ジュニア農林水産白書 \(抜粋\) \(PDF：1,599KB\)](#) 
- ・ [食育ガイド](#)

※さらに食育について詳しくお知りになりたい方は[こちら](#)へ

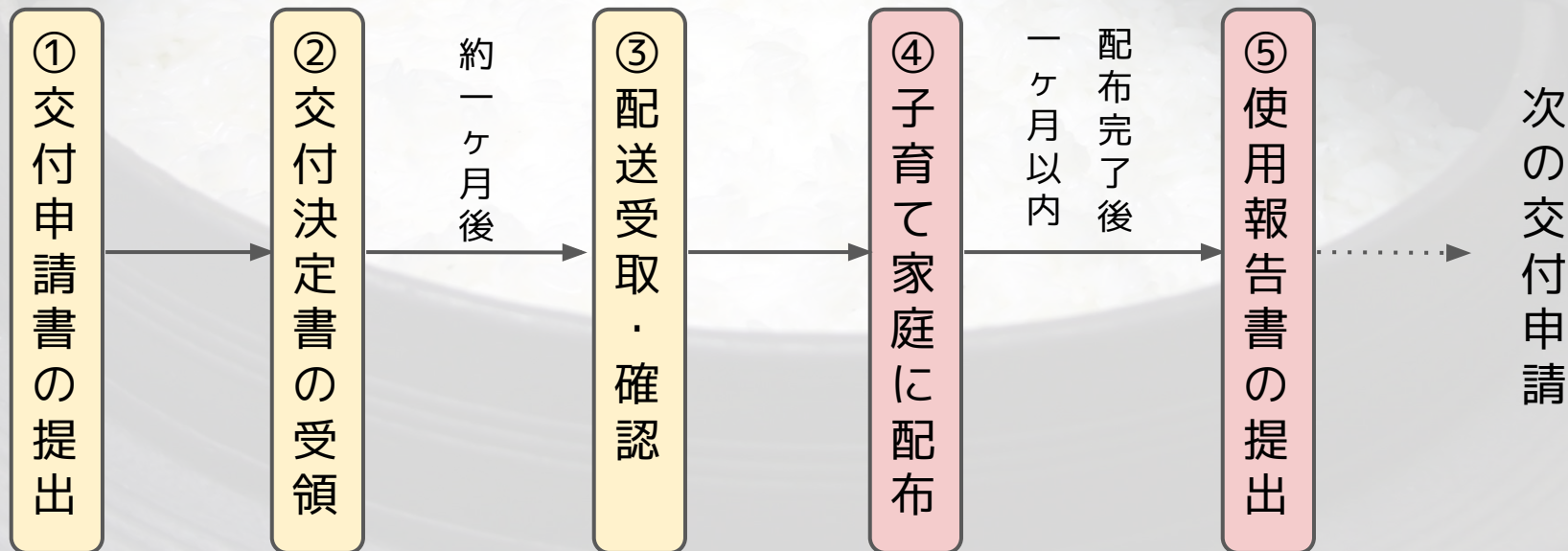


3. どう手続きする？

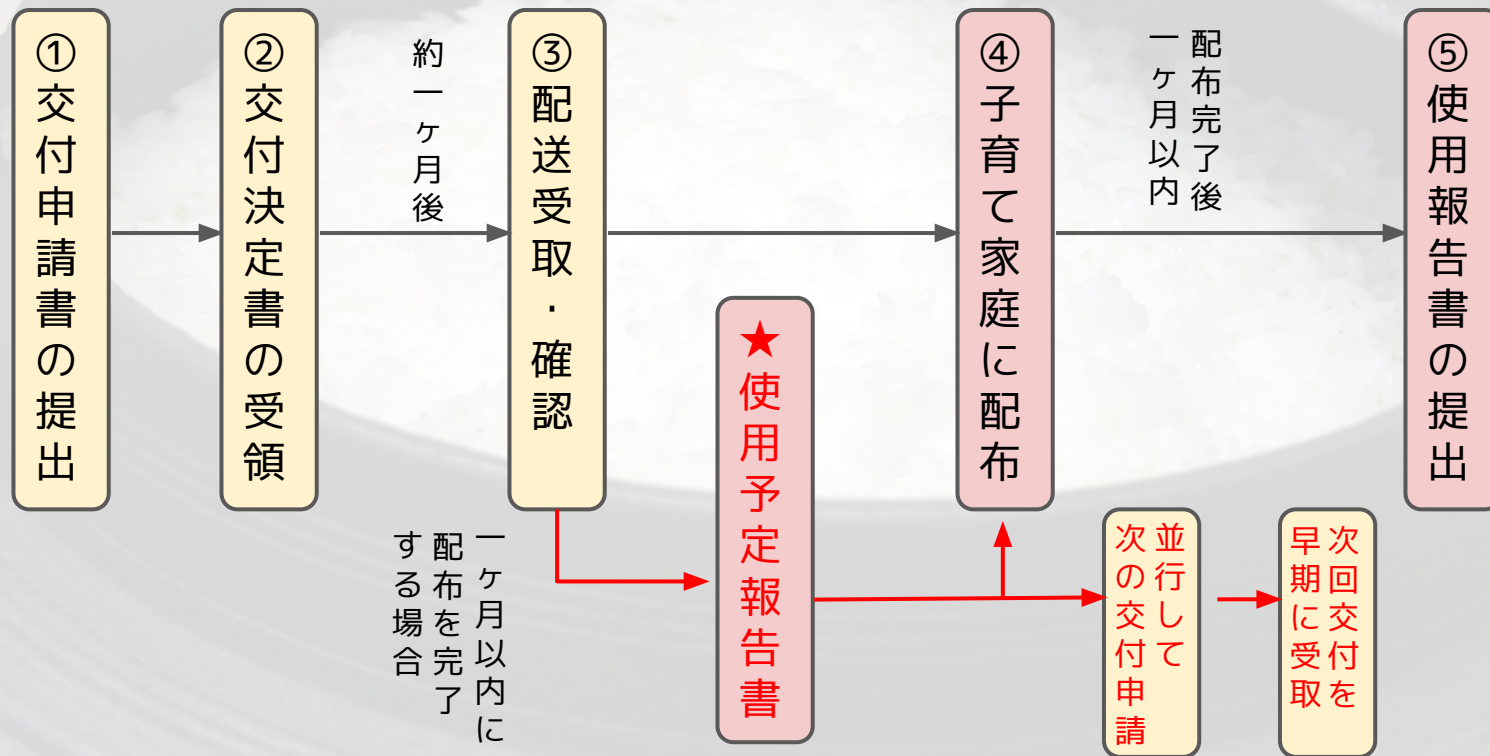
1. 全体像（基本）

申請～配送受取り（①～③）

使用と報告（④～⑤）



1. 全体像（予定報告による早期申請）



必ず・改めて⑥の提出も必要です！

2. 申請～受取りまで

① 交付申請書の提出

通年で申請が可能になりました！

ただ8～9月は米が輸送中に品質劣化する懸念があるため配送が行われません。

子育て家庭へ**8月に配布**を行う場合は**6月下旬までに申請完了**し

7月中に配送を受けられるようにしましょう！

混むので6月中旬まで推奨!!

① 交付申請書の提出

② 交付決定書の受領

約
一ヶ月後

③ 配送受取・確認

④ 子育て家庭に配布

7月末

8月以降

2. 申請～受取りまで

① 交付申請書の提出

政府物品の交付のため**要領に沿って正しく申請**することが必要です。
困ったり、記載に迷ったら、まずお近くの**地方農政局等（地域拠点）**へ
相談しましょう！ ※農水省 本省宛に24年8月以前まで申請していた団体さんは、今後も本省宛でOKです

これまでの本省及び9か所の地方農政局等に加え、都道府県の県庁所在地等にある**地域拠点51か所**全てに窓口を開設し、地域のこども食堂等からの申請・相談等に丁寧に対応します。

これまで

本省
地方農政局等(9か所)

9月から

本省
地方農政局等(9か所)

引き続き、
交付申請受付、
相談への対応や
交付事務を実施

+

全国の県地域拠点
(51か所) <新規開設>

(参考) 注意したい添付書類～保管場所の写真～

室内の全景など空間の様子が見えるものを使用しましょう！(外観は不要)
衛生的でないと思われる場合には、別の場所での保管を指示されることもありますので、適切な保管場所を選定しましょう



2. 申請～受取りまで

② 交付決定書の受領

「様式3号」 (記載例) 番 号
年 月 日

食料提供団体の長
〇〇〇〇
〇〇 〇〇 殿
(申請団体番号: 〇〇〇〇〇〇)

農林水産省農産局長

学校等・食料提供団体・食料提供団体における政府備蓄米交付決定書
(無償交付・有償交付)

令和〇〇年〇〇月〇〇日付けにて貴殿より申請のあった件については、学校給食用等政府備蓄米交付要領（平成21年5月20日付け21総食第47号総合食料局長通知、以下「要領」という。）第7の2の(3)の規定に基づき、下記のとおり交付を決定したので通知します。

記

1 引渡しを行う者（受託事業者）
〇〇〇〇株式会社 〇〇 〇〇

2 交付決定数量等 (例)

年度	産地	品種銘柄	等級	包装	数量 (kg)	備考
5	宮城県	ひとめぼれ	1	ポリS	450	精米

(注) 食料提供団体又は食料提供団体の長に通知する場合は、備考欄に玄米・精米の別を記載すること。

3 引渡しの方法（在途・運送）
(注) 倉庫業者等引渡し（無償交付・有償交付）及び売買契約（有償交付）に必要な事項を通知します。

4 交付の条件 要領の定めるところに従い学校等・食料提供団体・食料提供団体におけるそれぞれの用途に使用すること。

内容に間違いのないことと、

倉庫からの**発送日**を確認してください

≠到着日ではありません！

全国各地にある保管用の倉庫から発送される日です。

貴団体への到着は、発送日～3日程度とお考え下さい。

配送日時の指定はできません。

2. 配送受け取りまで

③ 配送受取・確認

- **到着日時を予めお知らせすることはできません。**

残念ながらお受取できない場合、**不在票での再配達**をお願いします。

「**ご家庭への配布日+1ヶ月**」よりもかなり余裕をもって申請下さい。

限られた倉庫人員で
全国への配送を行って
おり何卒ご協力下さい

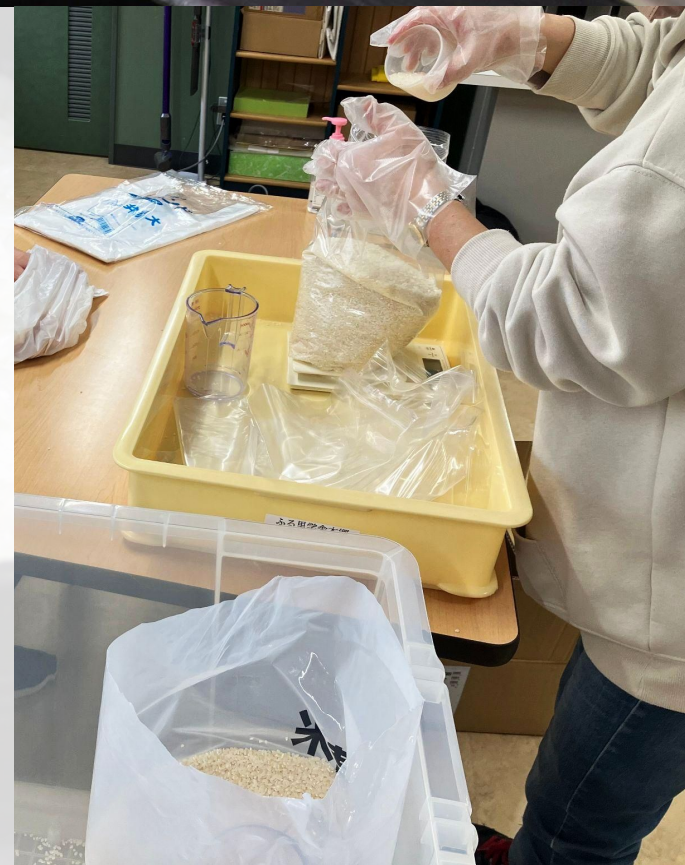
- 届いたら、中身の**検品**をお願いします。
政府備蓄米はお米を低温保存し、万全を期して出荷していますが
不良を見つけた場合は地方農政局等（地域拠点）/農水省にご連絡下さい。
- 保管中は、高温・多湿、直射日光を避けて**清潔な場所で保管**願います。

3. 使用と報告

④ 子育て家庭に配布

配布の準備

- 備蓄米の専用袋のままの配布は出来ません。
小分け作業をお願いします。
- 報告時の写真資料にも使用するためにも
作業風景の写真撮影がオススメです!!
- 作業は衛生観点からシャワーキャップや
手袋の使用をお願いします。



3. 使用と報告

④ 子育て家庭に配布

配布する時

- 他の食材と一緒に配布する決まりです。
- **小分けの備蓄米 + 配布する食品 + 食育に使用する資料の写真撮影**をお忘れなく!!
- 申請計画どおりの配布ができず、どうしても変更（時期・配布人数・1人あたり配布量）する場合には「計画変更申請」が必要です。
地方農政局等（地域拠点）/農水省に必ず相談しましょう！



3. 配送受け取りの後

⑤ 使用報告書の提出

【食材提供団体 使用報告書 記載例】

「様式 8-3号-②」

提出日を記載してください 年 月 日

農林水産省農産局長 殿

食事提供団体名及び代表者名を記載 ○○○○法人 ○○○○
役職 ○○ ○○

食材提供団体における政府備蓄米使用報告書

令和○○年○○月○○日に交付決定を受けた食材提供団体における政府備蓄米の交付について、下記のとおり交付米穀の全量を食材提供団体における食育用として使用した~~（又は使用する見込みである）~~ことを報告します。

※交付されたお米の使用を続けて使用報告を提出する場合は、取消線を入れてください。

記

使用報告書の別添として資料を必ず添付の上、提出してください。

添付資料一覧

- 1 (別添) 月別使用報告書
- 2 写真 (政府備蓄米を、①小分けにしている作業の様子、②小分けにしたものを配付していること、③他の食材 (副食用) とセットで配付していること、④食育に取り組んでいることが分かるもの。なお、弁当を配付した場合は、弁当を配付していることが分かるもの)
- 3 開催案内 (チラシ、SNS等の案内に用いたもので、開催した年月日等の記載があるもの)
- 4 食育に用いた資料 (使用した代表的なもの)

(注) 添付資料の2から4までについては、本要領第7の1の(4)に基づき政府備蓄米の使用を終える前に提出する場合、添付する必要はありません (添付資料の1は添付必須)。ただし、使用が完了して提出する際には、必ず全ての添付資料を添付してください。

←政府備蓄米使用報告書は**添付資料が重要**なので要確認！
(次ページ詳述)
↓月別使用報告書は申請時の計画と差がないようご注意ください

(別添) 使用した政府備蓄米のみの使用実績を記載してください(他のお米の使用実績は不要です)。

月別使用報告書(食材提供団体)

団体名 ○○○○法人 ○○○○ 交付数量 玄米 精米 450 kg 令和○○年○○月○○日交付決定

	年間計 ※必ず 記載	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
配付したこどもの人数 (人) (延べ人数)	225								45	45	45	45	45
食材配付回数 (回)	5								1	1	1	1	1
政府備蓄米使用数量 (kg)	450								90	90	90	90	90
政府備蓄米を使用した弁当の 配付の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>												
今回交付を受けた政府備蓄米 のうち、未使用数量 (kg)	0												

年間計の欄を必ず記載してください。

(注1) 表の上段には、団体名、政府備蓄米の玄米・精米の別、政府備蓄米の交付数量 (kg)、農林水産省からの交付決定書の通知日を入力してください。

(注2) 表の上段の団体名については、本要領第7の1の(5)に基づき、活動する地域単位で交付を受けた場合には、団体の名称を記入するとともに、() を付して活動する地域名等を記載してください。

(注3) 表中の食材配付回数の欄については、実際に子育て家庭に食材を配付した回数を記入してください。

(注4) 使用報告の内訳となる、交付された政府備蓄米の毎回の使用量や残量などが分かる資料は報告が完了するまで保存してください。

(注5) 本要領第7の1の(4)に基づき使用報告書を提出する場合は、既に配付を終えている分のほか、おおむね1か月以内に使用する人数、回数、数量の見込みを記載し、該当する月の後ろに「(見込)」と追記してください(例: 8月(見込))。

3. 配送受け取りの後

⑤ 使用報告書の提出

添付資料は以下の3種類が必要です

1) 写真の資料:

- ①小分けし配布している
- ②他の食材とセットで配布している
- ③食育に取り組んでいることが示せる写真資料

2) 子育て家庭への配布イベントの案内チラシ 開催年月日が明記されているもの (SNSの配信メッセージや画像も可)

3) 食育に用いた資料 使用したもののうち代表的なもの



1 写真 (取組内容がわかるもの)



※左上の白い袋に入っているものが小分け後の備蓄米。



※食育チラシ添付

4. 事前質問への回答

本日お答えしきれない
ご質問には、後日一斉の
メール配信にて回答します

Q

配布対象となるのが子どものいる世帯に限定されるのはなぜですか？

A

- ・当制度は、こどもを対象に食育を行ってもらうことを目的としており、大人だけの世帯を支援する取組は交付対象としていません。
- ・なお、令和6年9月から、こども宅食においては、こどもと食事を共にする同居者等への提供もこれに含まれることを明確化しました。

Q

備蓄米の手引きにて1人分の数量に小分けにして配布する様に注意がありますが、もともと備蓄米が入っている米袋を使用してはいけない理由は为什么呢？

家族単位でお米を配布するので、数十キロ単位などで分けずにそのままでお渡しできたら助かるのですが。

A

- ・ 家庭への配布後の**転売防止とお米の品質**を配布団体にも検品頂くためです。

Q

夏休みや冬休みなど、学校給食がない期間に子どものいる世帯に対して短期間でのお米の提供は可能でしょうか。

A

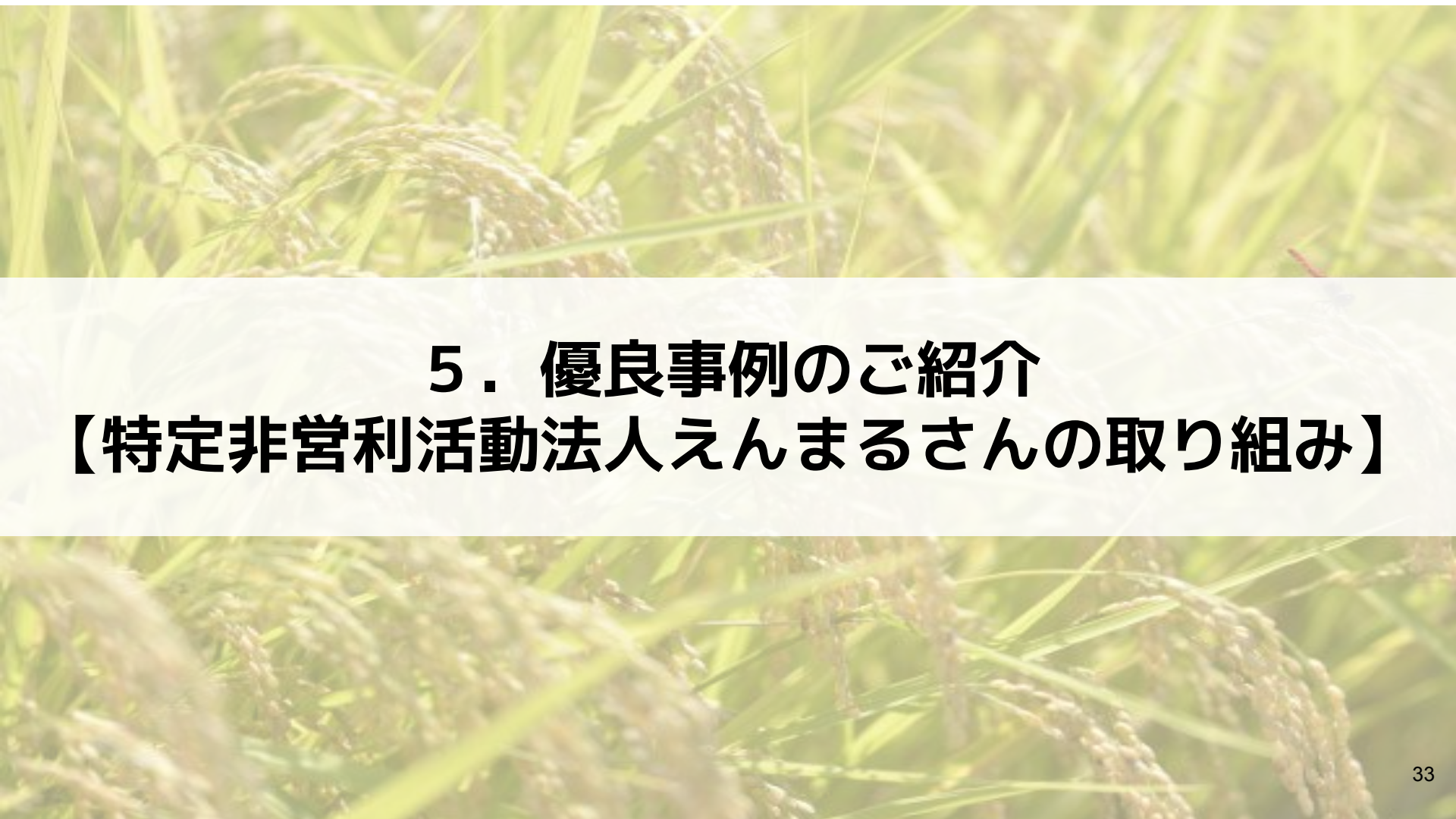
- ・ 学校給食がない期間の子どものいる世帯に対して食材提供を行う団体に対しても政府備蓄米の**交付は行われます**。
- ・ なお、食育の観点から、政府備蓄米のみで配布とせず、**その他の食材と一緒に配布してください**。
- ・ 配布対象は子育て支援/見守りを目的として、子どものいる世帯に食材を直接配布を実施している団体であり、年間での配布期間によって制限されません。

Q

今後数年間の政府備蓄米の無償交付制度の計画を知りたいです

A

- ・ こども宅食・こども食堂団体への政府備蓄米の無償交付については、皆様のご要望等を踏まえながら、改善できるところは改善してまいります。

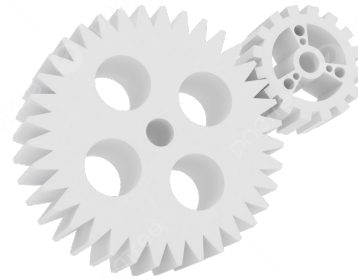


5. 優良事例のご紹介

【特定非営利活動法人えんまるさんの取り組み】

こども宅食の実施における活用状況

継続のための中心的な
仕組みとして活用



お米は需要も高く、「お米をきっかけ」に繋がる家庭も多い

申請&報告で気を付けていること

申請面

ルールに則って
手続きをすること

- 手引きやQ&Aの読み込み
- 農水省の目的、制度背景を考慮



報告面

報告用写真ではお米が
写っていること

- お米を持った腕のみの撮影
- 家庭の玄関前でお届け物資と共に「お米」の写真撮影

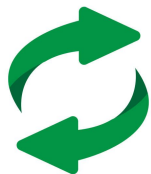


支援家庭とのコミュニケーション

支援家庭の状況

親と子の状態変化が激しい

- 親子を取り巻く環境が不安定
(パートナーからの暴力、精神疾患など)
- 親と子に障害があり、買い物に行けない家庭もある



コミュニケーション

意識的な声かけ
&
傾聴



- LINEでの家庭との繋がり
- 「伝えたいこと」がありそうな家庭には訪問で意識的に声かけ
- まずは家庭の声への傾聴
(もちろん言いたいことは沢山あるが)

参加特典：食育用資料のご案内

お米は手軽な栄養源

＜お米はさっと洗うだけでOK！＞

最近のお米は野菜と同じく等を落とすだけで美味しく食べることができます。

洗わずに食べると栄養価も高いんだよ！

＜炊飯器なら「浸水」「蒸らし」は不要！＞

さっと洗ったお米はすぐ炊飯器に入れて、炊いたらすぐに食べることができます。

炊飯器を使えば、浸水や蒸らし時間もありません！



子どもが喜ぶ！1食になるご飯レシピ紹介

「超簡単！なめたけごはん」（4人分）

～材料～

なめたけ瓶詰 1瓶（120g）
米 2合



～作り方～

- ①米を洗い、炊飯器に入れる
- ②なめたけを1瓶すべて炊飯器に入れる
- ③炊飯器の水目盛2合分まで水を足す
- ④炊飯する
- ⑤できあがり

お好みで牛肉や鶏肉を入れてもgood♪

なめたけの量が多い場合はお米の量を増やしてね

「余った焼きそばで…そぼめし」（4人分）

～材料～

余った焼きそば 1人分
※冷凍食品焼きそばでも可
ごはん 3人分
お好み焼ソース 大さじ1



～作り方～

- ①焼きそばは細かくカットしておく
- ②油を引いたフライパンにカットした焼きそば、ごはんを入れてよく炒め混ぜる
- ③お好み焼ソースで味付けをする
- ④できあがり

お好みで紅生姜や天かすを入れたり
目玉焼きをトッピングしてもgood♪
☆すべての具材を耐熱容器に入れてよく混ぜ、
電子レンジで600w3分ほど温めてもできるよ



「豊作！さつまいもごはん」（4人分）

～材料～

さつまいも 1本（150gくらい）
米 2合
塩 小さじ1



～作り方～

- ①さつまいもは一口大に切り、水につけておく
- ②米を洗い、炊飯器に入れる
- ③炊飯器の水目盛2合分より少し少なめに水を入れる
- ④水を切ったさつまいもと塩を炊飯器に入れる
- ⑤炊飯する
- ⑥できあがり

お好みで炊きあがりにバターを入れて洋風に、ごま塩を
ふって和風にしてもgood♪

＜ごはんをおいしく保存する方法＞

ご飯は一度にたくさん炊く方がおいしいよ。

すぐに食べないご飯は保温はせず、

1食ずつ、ラップ等で小分けにし、粗熱を
とってから、冷凍保存がおすすめ。


食べるときはレンジで温めてから食べてね♪

生活に余裕がないご家庭を考慮し
基本的な炊飯のコツに特化した
食育用のパンフレットです♪

<https://hiromare-takushoku.jp/k5fd>

こちらからダウンロード可能です！

※説明会お申込の方には本資料を配信します

A mound of white rice is served in a white ceramic bowl with a scalloped edge. The bowl sits on a light-colored wooden surface. The background is dark and out of focus. The text '6. 事後アンケートとお知らせ' is overlaid in the center of the image.

6. 事後アンケートとお知らせ

本説明会の事後アンケートへのご回答をお願いします



アンケートQRコードはこちら

子育て世帯へのアウトリーチ支援等
全国調査も実施します！
こちらも回答のご協力をお願いします

全国調査アンケート
入力QRコード



〜目指せ3千件！是非ご協力お願いします〜

皆さんの地域の活動を教えてください

北海道から沖縄までご参加を歓迎です

NPO等 民間団体の皆さまへ

子育て世帯へのアウトリーチ支援等
全国調査アンケート

11.5分 回答×切
オンラインで簡単回答15分！

回答はこちらから
<https://hiomare-takushoku.jp/minkan2410>

※本調査は、令和6年度 内閣府「福祉・独立行政法人・子育て支援事業」の一環として実施されています。

回答ご協力を頂きたい皆さま
子ども関連事業を行うNPO等の民間団体、社会福祉法人の皆さま、どうぞご協力をお願いします！

こうした活動を行う団体の皆さま

子ども食堂・地域食堂 居場所事業
SNS相談 フードバンク 学習支援
ホームスタート 子ども宅食
フードパントリー ひとり親支援事業

福祉や保育事業者の皆さま

児童家庭支援センター 社会福祉協議会
保育園・子ども園 など

お問い合わせ先
〒000-0000 札幌市中央区南一条西五丁目1番1号
電話 011-231-1111
メール questions@hiomare-takushoku.jp

アンケートの概要

01 地域活動の認知度
さまざまな地域の子どもの支援活動それぞれの認知度や、イメージについて教えてください。

02 実施や検討の状況
定例的なアウトリーチ等の実施状況（子ども宅食など）の進捗、検討状況を教えてください。

「なぜ全国調査をするのか？」

- 「支援が働きにくい親子とつながりかけを作るには、どうすればいいかな？」「子育て支援のイメージや、届く活動を知りたい」という声や、活動の進捗や実施状況について、全国的な調査を実施し、どうすればいいかについて、ご意見を伺いたいです。
- 調査結果をきっかけにした「アウトリーチ支援」を進める際の参考にしたいと考えています。
- しかし、アウトリーチ支援は事業設計がしづらかったり、実施が難しいと感じて、どうすればいいかの悩みが全国共通の課題です。

こうした状況や課題、先進的な取り組みも見える化・整理し、全国の皆さまに情報提供したり、届く支援に課題も知りたいと考えています。1/2には実施状況をモニター開催します！

A mound of white rice is served in a white ceramic bowl with a scalloped edge. The bowl sits on a light-colored wooden surface. The background is dark and out of focus. The text is overlaid on the rice.

ご清聴ありがとうございました

終